



平成 24年3月5日(月)

国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所

記 者 発 表 資 料

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の締結式を行います

関東地方整備局荒川上流河川事務所(事務所長:竹島睦)は「災害時における河川災害応急復旧業務」に関する協定会社を公募し審査の結果、選定された沿川26社と本協定の締結式を開催します。

この協定は災害時に応急復旧を迅速に行うため、事前に協力していただく会社を定め緊急時の体制を確保しておくものです。

・日 時 : 平成24年3月7日(水) 14時~16時

・場 所 : 荒川上流河川事務所 流水管理棟1階 大会議室
埼玉県川越市新宿町3-12

・内 容 : 別紙のとおり

※報道機関の皆様へ

- ・当日の取材は可能です。入場時に受付に申し出て下さい。
- ・写真撮影は式の進行の妨げにならないようお願ひいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

荒川上流河川事務所 副所長 齊藤 泉 内線(204)

防災情報課長 山本 正栄 内線(281)

電話番号049-246-6384

災害協定締結式について

1. 日 時 : 平成24年3月7日(水) 14時～16時

2. 場 所 : 荒川上流河川事務所 流水管理棟1階大会議室
埼玉県川越市新宿町3-12

3. 締結式次第

- ・開式
- ・事務所長挨拶
- ・協定書調印(締結会社代表サイレキ建設工業(株))
- ・協定書交換(各社)
- ・閉式

4. 説明会次第

- ・荒川上流河川事務所における防災体制に関する説明
- ・東日本大震災時江戸川堤防復旧工事経験談報告(川村建設(株))
- ・質疑応答

5. 協定会社及び協定区間

別紙のとおり

6. 問い合わせ先

荒川上流河川事務所
防災情報課 山本又は小峰
電話049-246-6384

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書



国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 竹島睦(以下「甲」という。)と、
株式会社田中工業代表取締役 田中一良(以下「乙」という。)は、河川の自然災害時
の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の
異常な自然現象下で発生した災害(以下「災害」という。)における災害の拡大防止の
ための応急復旧業務(以下「応急復旧」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は荒川上流災害対策計画書(風水害編)及び荒川上流災害対策計画
書(震災編)に基づき、甲が管理する河川(以下「河川」という。)において
発生した災害の必要となった応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労
力等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動
員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期
することを目的とする。



(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は荒川上流河川事務所直轄管理区間のうち、別紙に示す荒川
支川区間とする。

(業務の実施体制)

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる応急復旧が必要と認められるときには、被害
状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。
2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の
指示により対策を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条　乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第11条　乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第12条　甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第13条　業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第14条　災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。
なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で隨時加入する方式または直前1年間の完工工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(訓練等への参加)

第15条　乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第19条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成24年 3月 7日

甲 国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所長

竹島 陸
関東地方整備局
荒川上流河川事務所長

乙 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼447
株式会社田中工業
代表取締役 田中一良

別紙

「災害時における河川緊急活動復旧業務に係わる協定」締結区間
(平成24年4月1日～平成27年3月31日)

荒川上流河川事務所

